

# 令和4年度事業承継対象候補者抽出業務仕様書

## 1 業務名

令和4年度事業承継対象候補者抽出業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和4年11月30日（水）まで

## 3 業務概要

北海道は全国の都道府県の中でも後継者不在率が高く、札幌市を含めた連携中枢都市圏の構成市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）（以下、「連携中枢都市圏」という。）が活力ある経済基盤を維持し続けるためには、このような後継者不在を原因とした廃業を防ぐことが急務となっている。

このため、札幌市では、「事業承継マッチング支援事業」において、事業の譲り渡しを希望する企業と譲り受けを希望する企業及び起業志望者をつなぐ札幌市事業承継マッチングポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を開設している。

本業務は、潜在的な事業承継の対象候補者を抽出のうえ、事業承継に関する意識啓発とともにポータルサイトの利用を打診する経営者を把握し、効率的に「事業承継マッチング支援事業」を展開していくことを目的に実施するものである。

## 4 業務内容

### (1) 抽出及びデータベース作成

事業の譲り渡しを希望する可能性のある企業への調査を行うため、以下のデータベースを作成すること。

#### ア 作成対象

以下のすべての条件を満たす者。

また、委託者は、事前に受託者と協議の上、条件を調整することができるものとする。

- (ア) 連携中枢都市圏に主たる事務所がある。
- (イ) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する「中小企業者」である。
- (ウ) 代表者の年齢が令和 4 年 4 月 1 日現在で 66 歳以上 71 歳未満である。
- (エ) 代表者の後継者がいない又は未定（未確認を含む）である。

ただし、上記(ア)～(エ)のすべての条件を満たす者であっても、日本標準産業分類の大分類 0（教育、学習支援業）のうち中分類 81（学校教育）、大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 93（政治・経済・文化団体）、94（宗教）、96（外国公務）、及び大分類 S（公務（他に分類されるものを除く））のいずれかに属する者は、除くものとする。

#### イ 作成項目

- (ア) 企業名又は屋号
- (イ) 代表者肩書
- (ウ) 代表者氏名
- (エ) 業種
- (オ) 従業員数
- (カ) 主たる事務所の郵便番号
- (キ) 主たる事務所の住所
- (ク) 主たる事務所の電話番号

#### ウ 作成件数

1,000 件

なお、受託者が上記件数を大きく上回る調査対象情報をあらかじめ保有している場合は、事業の目的に鑑み、受託者の持つノウハウを最大限に活用し、後継者不足を原因とした廃業リスクが高いと判断される対象を優先して、調査を行うこと。また、後継者不足を原因とした廃業リスクの判断基準については、事前に委託者と協議の上、決定すること。

#### (2) 事前通知送付及び問い合わせ対応

上記(1)で作成したデータベースの企業代表者に対し、事業承継・譲渡に関する調査実施の旨及び調査内容を記載した通知を送付し、下記(3)の電話調査への協力を求

めること。

なお、当該通知には、受託者の担当部署及び担当者名等を「お問い合わせ先」として掲載し、通知を受け取った企業からの問い合わせに対応するものとする。その他、当該通知の内容については、委託者と協議の上で決定すること。

### (3) 電話調査

上記(2)の結果等に基づき、上記(1)で作成したデータベースの企業代表者に対し、事業承継及び譲渡についての意向を確認するため、電話調査を行うこと。

#### ア 調査項目

委託者が想定する下記設問を参考に、調査対象が事業承継及び譲渡についてどのように考えているか把握できるよう、委託者と協議の上、設問を作成すること。

#### 【設問】

- ・今後の経営の展望
- ・事業承継における課題
- ・事業承継にあたり求める支援
- ・事業承継に関して、中小企業診断士等による訪問支援の利用希望の有無
- ・後継候補者の有無

#### イ 有効回答率

60%を目標とする。

(「すでに解散・廃業が決定」「回答拒否」は無効回答とする)

電話も通じない事業者については、4(1)ウの1,000社から除き、別の事業者を抽出すること。(下記4(3)ウ(イ)は、電話不通でも、1,000社に含める。)

#### ウ その他

(ア) 企業代表者と直接通話をし、事業承継等についての意向を聞くことを原則とする。ただし、当該企業及び代表者の都合等により、代表者から直接話を聞くことが困難な場合は、この限りでない。

(イ) 上記(2)の事前通知送付の結果として、書面による回答があった企業及び電話調査を拒否する意思を示した企業については、当該電話調査の対象から除くことができるものとする。ただし、書面による回答があった企業については、下

記(4)で作成する一覧表に含めること。

(ウ) 電話調査中に調査拒否等の意向が示された場合には、当該企業の意思を尊重し、それ以上の調査を控えることとし、早期の切電に努めること。

#### (4) 一覧表の作成

上記(1)で作成したデータベース及び上記(2)、(3)で得た結果を記載した一覧表を作成すること。

#### (5) 集計データの納品

下記の成果物を納品すること。

##### ア 結果報告書

調査の概要をまとめた報告書を紙媒体で 10 部提出する。

##### イ 電子データ

アの結果報告書及び(4)の一覧表（CSV ファイル及び Excel ファイル）を格納した CD-R などの電子媒体を 1 枚提出する。

### 5 業務スケジュール

上記 4(1)～(5)の業務を、令和 4 年 11 月 30 日までに行うこと。

ただし、上記 4(5)-イにて納品することとしている「(4)の一覧表（CSV ファイル及び Excel ファイル）」については、業務完了前であっても、概ね 2 週間に 1 度、前日までに得た回答状況を記載したものを CD-R などの電子媒体に格納し、委託者に都度提出すること。

### 6 留意点

- (1) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (2) 受託者は、本業務を処理するに当たって収集した情報は、本業務の履行機関及び履行後において、外部に漏洩がないようになるとともに、目的外に使用しないこと。
- (3) 受託者は、定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。

- (5) 本業務において制作した制作物の著作権等は委託者に帰属する。また、本業務に係る著作者人格権を行使しないこと。
- (6) 業務の実施に当たっては、環境に配慮した製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に努めること。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議すること。

## 7 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課 小松

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2372 FAX：011-218-5130